

# 商標を取得しておかないと 大変なことになる

突然、商標権侵害の警告状が送られてきたら、あなたならどうしますか。これは想像上の話ではありません。私自身が毎年数十件の商標に関する警告状を送っています。警告状を受領したほとんどの企業は社名変更を余儀なくされ、中には商標が付された製品をすべて廃棄しなければならないような事態に陥ることもあります。また、過去にさかのぼって売上の数パーセントの損害賠償を支払わなければならぬこともあるのです。

これは他人の商標権があることを知らない場合であっても同様です。さらに、商標権を有している他人よりも自社のほうが先にその商標を使用していた場合も同様です。商標権は先に使用していた者ではなく、先に出願した者に与えられるのです。

## ■商標とは何か

商標とはどのようなものなのでしょうか。

もっとも有名な商標は、商号商標です。商号商標とは、会社の名前に関する商標です。会社の名前に関する商標権を他人が所有している場合、社名変更や損害賠償を請求される可能性があります。社名については是非商標権を取得しておきたいものです。

会社名の商号登記ができたのだから、商号も使用できると思っている経営者がよくいますが、商号

登記（法務局管轄）と商標権（特許庁管轄）とはまったく別物です。もちろん、商品名も商標の対象となります。また自社のサービスを提供する際に用いる名称やロゴも商標となります。

## ■侵害の発見

近年、とくにインターネットの発達により、商標権が侵害されている事態を容易に見つけるようになりました。ウェブサイトのあ

る企業は、常に商標を使用していることを世の中に発信していることとなります。商標として使用しているつもりはなくても、ウェブサイトで自社の商品やサービス

を他者のものと区別するために用いる言葉やロゴは、商標と言えます。これを商標権者の立場で考えると、御社のウェブサイトにアクセスすることで、商標権を侵害しているかどうかはすぐわかります。しかもその証拠は容易に集められるのです。これが近年、商標権侵害に関する警告事件が増加している理由のひとつです。

## ■商標登録出願の仕方

商標登録出願は、特許庁のホームページを見ながら自社で出願することもできます。ここで注意し

なければならぬことは、商標登録出願は、商標（マーク）だけではなく、商品やサービスも特定しなければならぬことです。

出願時に適切な商品やサービスを特定しないと、他社がそのマークについて商標権を取得してしまう事態も生じてしまいます。また、不必要な商品やサービスを特定すると、商標登録出願に関する費用が高くなってしまいます。

商標登録出願は弁理士に依頼することもできますが、その場合、どのような商品やサービスに商標を用いるかを伝えれば、適切な商品やサービスを特定してもらうことができます。

## ■登録商標を使わない場合

登録商標は必ずしも使用する必要はありません。しかし、登録後3年以上使用しないと、第三者から商標登録の取り消しを求めて審判を請求される場合があります。そして、その審判で負けると、商標権者が審判費用を負担しなければならなくなります。ですから、将来にわたってまったく使用しない商品やサービスについては、最初から出願に含めないのも賢い選択です。



ひろせ たかゆき  
**廣瀬隆行** hirose@hirosepatent.jp  
弁理士。廣瀬国際特許事務所所長。1974年北海道生まれ。1996年東京大学教養学部卒業。1998年東京大学大学院修士課程修了。1998年三菱化成株式会社知的財産部勤務を経て2002年廣瀬国際特許事務所設立、現在にいたる。多くの顧問先に対して知的財産戦略の立案や管理を行っている。